

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年2月3日
【会社名】	パナソニック株式会社
【英訳名】	Panasonic Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役社長 津賀 一 宏
【本店の所在の場所】	大阪府門真市大字門真1006番地
【電話番号】	大阪(06)6908-1121
【事務連絡者氏名】	経理・財務部 部長 井垣 誠 一 郎
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目5番1号(パナソニック東京汐留ビル) パナソニック株式会社 渉外本部
【電話番号】	東京(03)3437-1121
【事務連絡者氏名】	企画業務部 部長 松下 和 宏
【縦覧に供する場所】	パナソニック株式会社 渉外本部 (東京都港区東新橋一丁目5番1号(パナソニック東京汐留ビル)) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1【提出理由】

当社は、平成28年2月3日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、パナソニック コンシューマーマーケティング株式会社（以下「PCMC」）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約（以下「本株式交換契約」）を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき提出するものであります。

## 2【報告内容】

### （1）本株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	パナソニック コンシューマーマーケティング株式会社
本店の所在地	大阪市中央区城見二丁目1番61号
代表者の氏名	取締役社長 河野 明
資本金の額	1,000百万円（平成27年3月31日現在）
純資産の額	94,425百万円（平成27年3月31日現在）
総資産の額	215,545百万円（平成27年3月31日現在）
事業の内容	電気機械器具の販売・修理

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（単位：百万円）

決算期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
売上高	937,592	1,007,242	934,215
営業利益	5,089	6,739	4,206
経常利益	4,999	6,825	4,340
当期純利益	2,805	6,625	1,842

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成27年9月30日現在）

名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（％）
パナソニック株式会社	99.72
その他（個人株主等）（注）	0.28

（注）その他（個人株主等）の氏名及び名称については、公表を差し控えさせていただきます。

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

（平成27年9月30日現在）

資本関係	当社は、PCMCの発行済株式数の99.72%（718,387株）を保有しております。
人的関係	当社の常務役員（注）1名がPCMCの取締役（非常勤）に就任しております。また、当社の従業員2名がPCMCの代表取締役に、9名が取締役（うち、2名は非常勤）に、4名が監査役（うち、2名は非常勤）に就任しております。
取引関係	PCMCは、当社より電気機械器具を仕入れ、販売・修理を行っております。

（注）当社は、当社グループの横断的な執行責任者制度として「役員制度」を導入しております。

### （2）本株式交換の目的

PCMCは、当社が99.72%の株式を所有（平成27年9月30日現在）する連結子会社であり、日本国内市場において電気機械器具の販売、修理事業を営んでおります。今般、一層効率的な連結経営体制を確立するとともに、当社グループ内の経営資源を活用した事業の持続的成長、企業価値の向上を図ることを目的として、本株式交換により、PCMCを完全子会社とすることといたします。

### （3）本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容、その他の株式交換契約の内容

本株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、P C M Cを株式交換完全子会社とする株式交換です。

本株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	P C M C (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当ての内容	1	101
本株式交換により交付する株式数	普通株式：130,997株(予定)	

(注1) 株式の割当比率

P C M C 株式 1 株に対して、当社株式101株を割当交付します。ただし、当社が保有する P C M C 株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

(注2) 本株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社が P C M C 株式(ただし、当社が保有する P C M C 株式を除きます。)の全部を取得する時点の直前時の P C M C の株主の皆様(ただし、当社を除きます。)に対し、その保有する P C M C 株式に代わり、その保有する P C M C 株式の数の合計に101を乗じた数の当社株式を交付します。また、当社の交付する株式は、全てその保有する自己株式にて対応する予定であり、本株式交換における割当てに際して当社が新たに株式を発行する予定はありません。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式を保有することとなる株主の皆様については、当社株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

1. 単元未満株式の買増制度(100株への買増し)

当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式を当社から買い増すことができる制度です。

2. 単元未満株式の買取制度(単元未満株式の売却)

当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることを当社に対して請求することができる制度です。

その他の株式交換契約の内容

本株式交換契約の内容は以下のとおりです。

株式交換契約書(写)

パナソニック株式会社(以下「甲」という。)とパナソニック コンシューマーマーケティング株式会社(以下「乙」という。)とは、以下のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(株式交換)

甲及び乙は、甲が乙の株式交換完全親会社となり、乙が甲の株式交換完全子会社となるため、本契約の定めに従い、株式交換(以下「本株式交換」という。)を行う。

第2条(株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

甲(株式交換完全親会社)

商号：パナソニック株式会社

住所：大阪府門真市大字門真1006番地

乙(株式交換完全子会社)

商号：パナソニック コンシューマーマーケティング株式会社

住所：大阪市中央区城見二丁目1番61号

### 第3条（株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、乙の株主（但し、甲を除く。）に対して、その所有する乙の普通株式に代わる金銭等として、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の各株主（但し、甲を除く。）が所有する乙の普通株式の合計数に101を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
2. 前項の規定により交付される甲の普通株式の割当てについては、基準時の乙の株主（但し、甲を除く。）に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式101株の割合をもって割り当てる。
3. 前二項に従い乙の各株主に対して割当交付しなければならない甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条の規定に従い処理する。

### 第4条（株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、それぞれ次のとおりとする。

増加する資本金の額	金0円
増加する資本準備金の額	法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額
増加する利益準備金の額	金0円

### 第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2016年3月31日とする。但し、両当事者は、必要に応じて、協議し合意の上、これを変更することができる。

### 第6条（株式交換契約承認株主総会）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の規定により、本契約について甲の株主総会による承認が必要となった場合、甲は、効力発生日の前日までに、本契約について株主総会の承認を受けるものとする。
2. 乙は、会社法第784条第1項の規定により、本契約について会社法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換を行う。

### 第7条（会社財産の管理等）

1. 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日まで、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、本契約に別段の定めがある場合を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとするときには、予め甲乙協議し合意の上、これを行う。
2. 乙は、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時までに乙が保有することとなる自己株式の全部（本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求により効力発生日に取得することとなる自己株式を含む。）を、基準時（但し、当該買取りがあった場合には、当該買取りの効力が生じた後に限る。）までに消却するものとする。

### 第8条（株式交換条件の変更及び株式交換の中止）

本契約締結後効力発生日までの間に、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が著しく困難となった場合、甲及び乙は、協議の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本株式交換を中止することができる。

### 第9条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第6条に定める甲の株主総会における承認（但し、会社法第796条第3項の規定に従い本契約について甲の株主総会による承認が必要となった場合に限る。）又は本株式交換に必要な法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

### 第10条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めがない事項、その他本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙別途協議の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2016年2月3日

- 甲 大阪府門真市大字門真1006番地  
パナソニック株式会社  
取締役社長 津賀 一宏
- 乙 大阪府中央区城見二丁目1番61号  
パナソニック コンシューマーマーケティング株式会社  
取締役社長 河野 明

(株式交換契約書は以上)

(4) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

株式交換比率について、上場会社である当社の株式価値については市場価格法により、非上場会社であるP C M Cの株式価値については純資産の状況や事業状況により算定し、その結果を基に総合的に勘案し、両社間で慎重に協議のうえ、決定いたしました。

なお、株式交換比率の算定の前提として、当社およびP C M Cが大幅な増減益になることや、資産・負債の金額が直近の財務諸表と比べて大きく異なることなどは見込んでおりません。

(5) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	パナソニック株式会社
本店の所在地	大阪府門真市大字門真1006番地
代表者の氏名	取締役社長 津賀 一宏
資本金の額	258,740百万円
純資産の額	現時点で確定しておりません。
総資産の額	現時点で確定しておりません。
事業の内容	電気・電子機器等の製造・販売

以上